

戸籍や住民票の不正取得を防ぐための「本人通知制度」への登録について

「本人通知制度」とは、戸籍謄本や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実を事前に登録いただいた本人に対して通知する制度です。

戸籍謄本や住民票の写しなどが第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造や不必要な身元調査などの抑止が期待されますので、ぜひ本人通知制度をご利用ください。

■登録できる方

- ▶ 松伏町に住民登録している方(住民登録していた方を含みます。)
- ▶ 松伏町の戸籍に記載されている方(除かれた戸籍を含みます。)

■登録手続き

松伏町本人通知制度登録申込書に次のものを添えて戸籍住民担当窓口へ提出してください。

- ▶ 本人申請の場合…本人確認書類(運転免許証、住基カード、旅券など)
- ▶ 代理人の場合…代理人の本人確認書類のほか、次のもの
 - ・法定代理人の場合…戸籍謄本や法定代理人の資格を証する登記事項証明書など
(町の戸籍謄本などにより確認できるときは、省略できます)
 - ・法定代理人以外の代理人の場合…委任状

※町外在住者や疾病その他やむを得ない理由などにより直接申込みをすることができない場合は、郵送による申込みもできます。詳しくは、お問い合わせください。

■通知の対象となる証明書

- ▶ 住民票の写し(本籍が記載されたもの。除住民票、改製原住民票の写しを含む。)
- ▶ 住民票記載事項証明書(本籍が記載されたもの。除住民票記載事項証明書を含む。)
- ▶ 戸籍謄抄本(除籍謄抄本、改製原戸籍を含む。)
- ▶ 戸籍記載事項証明書(除籍記載事項証明書を含む。)
- ▶ 戸籍の附票の写し(消除された戸籍の附票の写しを含む。)

■通知する内容

交付年月日、交付した証明書の種類・通数、交付請求者の種別(代理人、第三者の別)、代理人の住所・氏名

